

災害時における救助活動の支援に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社 I R C（以下「乙」という。）とは、災害時における救助活動の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が行うボートによる救助活動の支援（以下「支援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に支援を必要とするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に基づき、甲が指定する場所にボートその他の機材（以下この条において「機材」という。）を搬入するとともに、必要な人員を派遣して支援を行うものとする。

2 甲は、乙が機材の運搬を行うときは、機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 乙は、第1項の規定による支援を行ったときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、前条の規定による措置を無償で履行するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、支援に関する事項の伝達を円滑に行うため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡先及び連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、支援に関する連絡調整を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（被災による制限）

第7条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、支援の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 加茂市寿町9番3号
株式会社IRC
代表取締役 有本 大 樹